第百四条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　投票人は、第百一条第二項の規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合において、法第六十二条第一項第二号の規定による投票をしなかったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、その投票用紙及び投票用封筒を返して、法第五十五条の規定による投票（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、共通投票所において行う投票を含む。第一号において同じ。）又は法第六十条第一項、第六十一条第一項若しくは第六十二条第一項第一号の規定による投票をすることができるものとし、これらの投票をもしなかったときは、速やかにその投票用紙及び投票用封筒をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

一　法第五十五条の規定による投票をしようとするとき　当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者（法第五十二条の二第一項の規定により共通投票所を設ける場合には、当該投票人が属する指定在外投票区の投票管理者又は法第六十二条第三項の規定により読み替えて適用される法第五十二条の二第二項に規定する指定共通投票所の投票管理者）

二　法第六十条第一項の規定による投票をしようとするとき　法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項に規定する指定期日前投票所の投票管理者

三　法第六十一条第一項の規定による投票をしようとするとき　当該投票人が登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長

四　法第六十二条第一項第一号の規定による投票をしようとするとき　在外公館の長

第百七条中「第九十条」を「第九十条第二項」に、「第九十条中「第八十八条の規定」とあるのは「投票」と」を「第九十条第二項中「第百二条第二項」に改め、「投票及び不在者投票証明書」とあるのは「投票」と」を削り、「、第八十三条第四項」を「又は」に改め、「又は第八十六条第五項」を削り、「第九十三条中「第八十八条の規定」を「第九十三条中「第八十八条」に改める。

第三章第四節を同章第五節とする。

第六十四条第一項中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、「有料老人ホーム」の下に「（第四項において「有料老人ホーム」という。）」を加え、「以下この節」を「第四項及び第六十九条」に改め、「婦人補導院」の下に「（以下この節において「不在者投票施設」という。）」を加え、同条第三項中「は、前二項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「管理者。以下この節」を「管理者。同条」に、「いう。以下この節」を「いう。第六十九条第四項第三号及び第九項」に、「第六十九条第八項」を「同条第八項」に、「においては」を「には」に、「同じ。）は、当該船舶、病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設、保護施設、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所又は婦人補導院」を「不在者投票施設の長」という。）は、当該不在者投票施設の長が管理する不在者投票施設」に、「、これらの」を「、当該」に、「文書をもって」を「文書で」に改め、「同項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「投票人名簿登録証明書の」を「投票人名簿登録証明書等の」に、「船員（船員法第一条に規定する船員をいう。）をいう。第八十三条」を「者に限る。第八十二条の二各号」に改め、「この節において」を削り、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改め、「、第一項」の下に「又は第二項」を加え、「投票人名簿登録証明書を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該船員の投票人名簿登録証明書を提出しなければ」を「投票人名簿登録証明書等を提示しなければ」に改め、同条第六項中「第八十四条第一項に規定する南極投票人証」を「南極投票人証等」に、「船長、病院の院長、老人ホームの長、原子爆弾被爆者養護ホームの長、国立保養所の所長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長若しくは婦人補導院の長」を「不在者投票施設の長」に、「それらの」を「その」に、「においては」を「には」に改め、「、第一項」の下に「又は第二項」を加え、「南極投票人証を提示し、又は第二項の選挙管理委員会の委員長に当該投票人の南極投票人証を提出しなければ」を「南極投票人証等を提示しなければ」に改める。

「

第四十二条第一項	各投票区	
	投票区の投票所	
第四十二条第一項第一号	投票区の区域	
	投票人名簿	
第四十二条第一項第二号	投票区の区域	
	投票人名簿が法第二十条第二項	
	が当該投票人名簿	
第四十二条第一項第二号イからハまで	投票人名簿	
第四十二条第一項第三号	投票区の区域	
	投票人名簿	
	第二十条第二項	

」とあるのは

「

設ける期間の初日に前投票所		

」

とする。

「

指定期日前投票所（法第六十二条第四項の規定により読み替えて適用される法第六十条第一項に規定する指定期日前投票所をいう。以下この項において同じ。）を設ける期間の初日において当該指定期日前投票所	
指定期日前投票所	
在外投票人名簿	
指定期日前投票所	
在外投票人名簿が法第三十三条第二項	
が当該在外投票人名簿	
在外投票人名簿	
指定期日前投票所	
在外投票人名簿	
第三十三条第二項	

」